

流山市市民投票条例 逐条解説

平成29年12月

(令和3年7月 一部改正)

目 次

1. 条例の解説	2
第1条 目的	2
第2条 市民投票に付することができる事項	2
第3条 投票資格者	3
第4条 市民投票の請求	4
第5条 請求の形式	5
第6条 請求代表者証明書の交付等	5
第7条 署名等の収集	7
第8条 署名簿の提出等	9
第9条 署名審査名簿の調製	10
第10条 署名等の審査	12
第11条 市民投票の実施等	14
第12条 投票日	15
第13条 情報の提供	16
第14条 投票運動	16
第15条 投票資格者名簿の調製	17
第16条 投票所	18
第17条 投票することができない者	19
第18条 投票の方法	20
第19条 期日前投票等	21
第20条 開票所及び開票日	21
第21条 無効投票	22
第22条 投票結果の告示等	23
第23条 投票及び開票に関するその他の事項	23
第24条 再請求の制限期間	24
第25条 委任	24
附 則	24
2. 流山市市民投票条例の流れ	25
3. 関連例規	26
流山市市民投票条例	26
流山市市民投票条例の施行期日を定める規則	32
流山市市民投票条例施行規則	33
流山市選挙管理委員会に対する事務委任規則	49

1. 条例の解説

(目的)

第1条 この条例は、流山市自治基本条例（平成21年流山市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）第17条第3項の規定に基づき、市民投票の請求及び実施について、必要な事項を定め、もって市民自治を推進することを目的とする。

【解説】

目的について規定しています。

本条例は、流山市自治基本条例（以下「自治基本条例」という。）第17条第3項の規定に基づき、流山市における市民自治の充実・強化のため、市政の重要課題の対処に際し、市民の意思を把握するための市民投票の請求及び実施について、必要な事項を規定するものです。

自治基本条例第17条第2項の規定により、市長及び議会は、市民投票の結果を尊重して市政の重要課題に対処するものとしています。

【参考】流山市自治基本条例

(市民投票)

第17条 市長は、流山市が直面する将来に係る重要課題について、市民から市民投票の実施の請求があったときは、これを実施しなければなりません。

2 市長及び議会は、市民投票の結果を尊重して、当該課題に対処するものとします。

3 市民投票の請求及び実施については、別に条例で定めます。

(市民投票に付することができる事項)

第2条 自治基本条例第17条第1項に規定する流山市が直面する将来に係る重要課題とは、市民及び流山市全体に影響を及ぼす事項であって、市民に直接その意思を問う必要があると認められるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。

(1) 法令の規定に基づき投票を行うことができる事項

(2) 市民投票を行うことが適当でないと明らかに認められる事項

【解説】

市民投票に付することができる事項について規定しています。

市民投票の結果は、市長及び議会に尊重義務があり、市政に相当の影響を及ぼすことが想定されることから、市民投票に付することができる事項は、市民及び流山市全体に影響を及ぼす事項であって、市民に直接その意思を問う必要があると認められるものとしています。

市民投票に付することができる事項は、内容を具体的に列挙すると限定的になって

しまい、将来的に様々な事案に対応できなくなる可能性があるため、第1号及び第2号に規定する事項のみを除外するに留めています。

(1) 第1号について

法令の規定に基づき投票を行うことができる事項とは次のものを指します。

- ・日本国憲法に基づく地方自治特別法の制定に伴う住民投票
- ・地方自治法に基づく議会の解散の請求や議員及び市長の解職の請求
- ・市町村の合併の特例等に関する法律に基づく合併協議会設置協議に伴う住民投票

(2) 第2号について

市民投票を行うことが適当でないと明らかに認められる事項とは次のようなものが該当します。

- ・特定の個人又は団体を誹謗中傷したりするもの
- ・特定の個人又は団体の利益を誘導するもの
- ・専ら特定の地域のみに関する事項

また、議員の定数については、流山市議会基本条例（平成21年条例第10号）第25条の規定により、議会で検討するものとされているため、市民投票を行うことが適当でないと明らかに認められる事項と考えます。

(投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、本市に住所を有する年齢満18年以上の者であって、かつ、本市に住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市に住所を移した者にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による届出をした日）から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 日本国籍を有する者
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者
- (3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

【解説】

投票資格者について規定しています。

市民投票で意思を表明するには、一定期間そこに住み、地縁的關係も深く、かつ、ある程度市域の事情にも通じていることが必要と考え、投票資格者の住所要件は、公職選挙法に規定する地方公共団体の議会の議員及び長の選挙の選挙権と同じく、引き続き3か月以上市内に住所を有することとしています。

また、年齢要件についても、公職選挙法に規定する選挙権年齢と同じく満18歳以

上としています。

自治基本条例では、市民投票の発議権を市民としており、市民の定義を住民基本台帳に記録されている者と規定していることから、投票資格者は外国人を含んでいます。

ただし、市民投票事項について十分に理解し、自らの意思で投票を行うためには、日本での生活基盤が確立していることに加え、社会生活や文化、政治制度などの知識を身につけている必要があると考えられることから、投票資格者となる外国人は、それらを満たしていると推定される特別永住者及び永住者としています。

特別永住者：第二次世界大戦以前から日本に住み、戦後に日本国籍を離脱した後も引き続き日本に在留している台湾、朝鮮半島出身者とその子孫。

永住者：素行善良、独立の生計を営むに足る資産等の所有、原則10年以上の日本在留など、一定の要件を満たし、永住許可申請をし、法務大臣から許可された外国人。

(市民投票の請求)

第4条 投票資格者は、第6条第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者（以下「請求代表者」という。）から、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、既に請求に係る手続が開始されている場合においては、当該請求に係る市民投票の手続が行われている間は、当該市民投票に付そうとされ、又は付されている事項と同一又は同旨の事項について、市民投票を請求することができない。

【解説】

市民投票の請求について規定しています。

(1) 第1項について

投票資格者は、投票資格者の総数の6分の1以上の連署をもって、市長に市民投票の実施を請求することができます。

請求に必要な署名数を投票資格者の総数の6分の1以上としたのは、地方自治法による直接請求や市町村の合併の特例に関する法律による請求、他の自治体の事例などを踏まえるとともに、乱発防止などを考慮したものです。

(2) 第2項について

市民投票の請求に係る手続が実施されている事項と同一又は同旨の事項は、既に手続が進められている事項と同様の結果となることが予想されることから、当該請求の手続が終了するまでの間は、市民投票の実施を請求することはできません。

なお、市民投票が実施された場合は、条例第24条の規定により、当該市民投票と同一又は同旨の事項については、2年間、請求することができません。

(請求の形式)

第5条 前条第1項の規定による請求に当たっては、市民投票に付そうとする事項(以下「市民投票事項」という。)が、投票資格者が容易に内容を理解できるような設問により、二者択一で賛否を問う形式でなければならない。

【解説】

請求の形式について規定しています。

市民投票では、投票結果に様々な解釈の余地が生じないようにする必要があることから、請求の形式は、投票資格者が市民投票事項の内容を容易に理解できるような設問により、二者択一で賛否を問う形式でなければなりません。

(請求代表者証明書の交付等)

第6条 第4条第1項の規定により市民投票の実施を請求しようとする請求代表者は、規則で定めるところにより、市民投票事項及びその趣旨を記載した実施請求書(以下「実施請求書」という。)を添え、文書をもって請求代表者であることの証明書(以下「請求代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、実施請求書に記載された市民投票事項が第2条及び前条の規定に該当すること並びに請求代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに当該請求代表者に実施請求書を返付し、請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定による請求代表者証明書の交付の日以後、投票資格者でなくなった者は、請求代表者であることができない。

4 市長は、第2項の規定により請求代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1の数を請求代表者に通知するとともに、その数を告示しなければならない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による申請を却下しなければならない。この場合において、市長は、速やかにその理由を請求代表者に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

(1) 第1項の規定による申請が第4条第2項又は第24条の規定に該当するとき。

(2) 第2項の規定による確認ができないとき。

【解説】

請求代表者証明書の交付等について規定しています。

(1) 第1項について

投票資格者が市民投票の請求代表者になるためには、市長に対し、流山市市民投票実施請求代表者証明書交付申請書(規則第2号様式。以下「交付申請書」という。)に流山市市民投票実施請求書(規則第1号様式。以下「実施請求書」という。)を添付して、流山市市民投票実施請求代表者証明書(規則第3号様式。

以下「請求代表者証明書」という。)の交付を申請しなければなりません。

交付申請書には、請求代表者の氏名と住所を記載し、実施請求書にはそれらに加え、市民投票事項と1,000字以内でその趣旨を記載します。

(2) 第2項、第4項及び第5項について

市長は、提出された交付申請書等に基づき、次に掲げる事項のすべてに該当することが確認できたときは、請求代表者証明書を交付し、その旨を告示するものとしします。

また、請求代表者証明書の交付に当たっては、申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1の数を請求代表者に通知するとともに、その数を告示するものとしします。

- ・請求代表者が投票資格者であること
- ・市民投票事項が、条例第2条に規定する市民投票に付することができる事項であること
- ・請求の形式が、条例第5条に規定する市民が容易に内容を理解できるような設問により、二者択一で賛否を問う形式であること
- ・市民投票事項が、条例第4条第2項に規定する既に請求に係る手続が開始されているものと同様又は同旨の事項に該当しないこと
- ・市民投票事項が、条例第24条に規定する市民投票を実施してから2年を経過していない事項と同様又は同旨の事項に該当しないこと

なお、確認できなかった場合には、市長は、請求代表者証明書の交付申請を流山市市民投票実施請求代表者証明書交付申請却下決定通知書(規則第4号様式)により却下するとともに、その旨を告示するものとしします。

(3) 第3項について

請求代表者証明書が交付された後に、請求代表者が投票資格者でなくなったときは、その時点で請求代表者の地位を失うこととなります。

また、請求代表者が2人以上いる場合において、市民投票の実施を請求するまでの間に、その一部の請求代表者が投票資格者でなくなったときは、他の請求代表者は、流山市市民投票実施請求代表者変更届出書(規則第5号様式。以下「変更届出書」という。)を市長に届け出て、請求代表者証明書に請求代表者の変更に係る記載を受けなければなりません。

市長は、変更届出書を受けた場合や請求代表者が当該市民投票の投票資格者でなくなったことを知ったときは、直ちにその旨を告示するものとしします。

(署名等の収集)

第7条 請求代表者は、署名簿に実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署名することに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。

2 請求代表者は、他の投票資格者に委任して署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写し並びに請求代表者の委任状を署名簿に付さなければならない。

3 請求代表者は、前項の規定により委任したときは、直ちにその旨を文書をもって市長へ届け出なければならない。

4 投票資格者は、心身の故障その他の事由により署名簿に署名等を行うことができないときは、他の投票資格者（請求代表者及び第2項に規定する委任を受けた者を除く。）に委任して、自己の氏名等（以下「投票資格者の氏名等」という。）を記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による投票資格者の氏名等の記載は、第1項の規定による投票資格者の署名等とみなす。

5 前項の規定により委任を受けた者（以下「代筆者」という。）が投票資格者の氏名等を署名簿に記載する場合には、代筆者は、当該署名簿に代筆者としての署名等を行わなければならない。

6 請求代表者（第2項の規定による委任を受けた者を含む。）は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、選挙の区分に応じ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間においては、署名等を求めることができない。

7 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から31日以内でなければ、これを求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間がある場合は、当該期間を除き、同条第2項の規定による告示の日から31日以内とする。

【解説】

署名等の収集について規定しています。

(1) 第1項について

請求代表者は、流山市市民投票実施請求署名簿（規則第6号様式。以下「署名簿」という。）に実施請求書（写し可）と請求代表者証明書（写し可）を付して、投票資格者に対して署名等を求めなければなりません。

署名簿の記載事項は、署名、署名年月日、住所、生年月日等とし、代筆や点字による署名が認められる場合を除いて、必ず自書しなければなりません。

署名等に使える文字については、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字のほか、投票資格者に外国人を含むことなどを考慮し、ローマ字（ここでいうローマ字とは、英字のアルファベットの26文字のことをいう。）、市長が認める記号も可能としますが、署名等の審査が適正に行えるよう、ブロック体や楷書体など、判

読み得るものでなければなりません。

なお、目の不自由な投票資格者は、点字で署名等を行うことができます。

署名簿には押印は不要とします。署名のみであってもその有効性は十分に確認できることから、不要としたものです（令和3年7月改正）。また、押印があった場合も、署名は無効とはなりません。

また、請求代表者が署名簿を市へ提出するまでの間は、署名簿に署名等をした者は、請求代表者を通じて、署名簿の署名等を取り消すことができます。

署名収集は、署名簿を用いて、請求代表者又は受任者が投票資格者に対して直接行うものであり、請求代表者又は受任者以外の第三者による署名収集は認められません。

したがって、郵便又は回覧の方法により署名収集をしたような場合、その署名は正規の手続によらないものとして無効になります。

(2) 第2項及び第3項について

請求代表者は、他の投票資格者に署名収集を委任することができます。

受任者は、署名収集の際には、流山市市民投票実施請求署名収集委任状（規則様式第7号。以下「委任状」という。）の原本を実施請求書（写し可）と請求代表者証明書（写し可）とともに署名簿に付さなければなりません。

請求代表者は、署名収集を委任したときは、直ちに市長に流山市市民投票実施請求署名収集委任届出書（規則第8号様式）を提出しなければなりません。

(3) 第4項及び第5項について

投票資格者が、心身の故障その他の事由により署名簿に署名等を行うことができないときは、署名等を代筆させることができます。

その際、代筆者は、署名簿に署名の代筆者としての署名等を行わなければなりません。

なお、請求代表者及び受任者は、代筆者となることができません。

(4) 第6項及び第7項について

署名等は、請求代表者証明書の交付の告示があった日の翌日から起算して、31日以内でなければ、これを求めることができません。

ただし、署名等の収集期間に本市の区域内で選挙が行われるときは、署名収集行為と選挙運動との適正な運用を図るため、選挙の区分に応じて一定の期間、市民投票の署名等を求めることができません。

選挙により署名等を求めることができない期間があった場合の署名等の収集期間は、署名等を求めることができない期間を除いて31日以内とします。

(署名簿の提出等)

第8条 署名簿に署名等をした者の数が第6条第4項の規定により告示された投票資格者の総数の6分の1以上の数となったときは、請求代表者は、前条第7項の規定による期間満了の日(同項ただし書の規定が適用される場合には、同項ただし書に規定する期間が満了する日をいう。)の翌日から5日以内に全ての署名簿(署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの)を市長に提出し、署名簿に署名等をした者が、次条に規定する署名審査名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。

2 市長は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が第6条第4項の規定により告示された投票資格者の総数の6分の1に満たないことが明らかであるとき又は前項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

【解説】

署名簿の提出等について規定しています。

本条における事務は、流山市選挙管理委員会(以下「選挙管理委員会」という。)へ委任します。

(1) 第1項について

請求代表者は、署名収集が終了し、署名数が投票資格者の総数の6分の1以上の数に達したときは、署名収集期間満了の日の翌日から5日以内に全ての署名簿を選挙管理委員会に提出し、署名簿に署名等をした者が署名審査名簿に登録された者であることの証明を求めなければなりません。

署名簿の提出に当たって、署名簿が2冊以上に分かれているときは、これを一括して選挙管理委員会に提出しなければなりません。

(2) 第2項について

選挙管理委員会は、次のいずれかに該当する場合、署名簿の提出を却下するものとします。

- ・署名簿に署名等をした者の数が投票資格者の総数の6分の1以上の数に満たないことが明らかなきとき
- ・署名簿の提出期間を経過しているとき

(署名審査名簿の調製)

- 第9条 市長は、第6条第2項の規定による告示をしたときは、署名審査名簿（同条第1項の規定による申請の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定により署名審査名簿を調製したときは、規則で定めるところにより、その日の翌日から5日間、投票資格者からの申出に応じ、署名審査名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。
- 3 第1項の規定による署名審査名簿の調製に関し不服のある者は、前項の規定による閲覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、当該異議の申出を受けた日から3日以内に当該異議の申出が正当であるかを決定しなければならない。この場合において、当該異議の申出を正当であると決定したときにあつては、当該異議の申出に係る者を速やかに署名審査名簿に登録し、又は署名審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、当該異議の申出を正当でないとして決定したときにあつては、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定により署名審査名簿の調製をした後、当該調製の際に署名審査名簿に登録されるべき投票資格者が署名審査名簿に登録されていないことを知ったときは、その者を速やかに署名審査名簿に登録しなければならない。

【解説】

署名審査名簿の調製について規定しています。

本条における事務は、選挙管理委員会へ委任します。

(1) 第1項について

選挙管理委員会は、請求代表者証明書の交付申請の日現在の投票資格者を登録した署名審査名簿を調製するものとします。

市民投票では、署名者と投票資格者に時間的なずれを生じさせないことや、事務の負担を軽減するため、請求代表者証明書交付申請の時点で名簿を調整する随時名簿方式により署名審査名簿を調製します。

署名審査名簿には、投票資格者の氏名（外国人については通称名も記載）、住所、性別、生年月日等を記載します。

(2) 第2項について

投票資格者の登録漏れを予防し、署名審査名簿の正確を期すため、署名審査名簿を調製したときは、閲覧期間を5日間設けるものとします。

閲覧は、流山市署名審査名簿抄本閲覧申出書（規則第9号様式）を選挙管理委員会に提出することにより行い、申出人にかかる部分に限り閲覧することができます。

(3) 第3項について

署名審査名簿の調製に関し不服のある投票資格者は、異議申出の趣旨や理由等を付した文書を選挙管理委員会へ提出することで、異議の申出を行うことができ

ます。

(4) 第4項について

選挙管理委員会は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、当該異議の申出を受けた日から3日以内に当該異議の申出が正当であるかを決定するものとします。

この場合において、当該異議の申出を正当であると決定したときにあつては、当該異議の申出に係る者を速やかに署名審査名簿に登録し、又は署名審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、当該異議の申出を正当でないと決定したときにあつては、速やかにその旨を申出人に通知するものとします。

この場合の関係人とは、署名審査名簿の登録に関し、不服の対象とされた者を指します。

(5) 第5項について

選挙管理委員会は、本来、署名審査名簿に登録されるべき者が登録されていないことを知った場合には、速やかにその者を署名審査名簿に補正登録するものとします。

(署名等の審査)

- 第10条 市長は、第8条第1項の規定による証明を求められたときは、その日から20日以内に署名簿に署名等をした者が署名審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を書面をもって証明しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
- 3 市長は、前項の縦覧に供するときは、あらかじめ縦覧の期間及び場所を告示しなければならない。
- 4 署名簿の署名等に関し異議のある関係人は、第2項の規定による縦覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
- 5 市長は、前項の規定により異議の申出を受けた場合においては、当該異議の申出を受けた日から14日以内に当該異議の申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、当該異議の申出を正当であると決定したときは、速やかに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、当該異議の申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 6 市長は、第2項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき又は第4項の規定による異議の全てについて、前項の規定による決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

【解説】

署名等の審査について規定しています。

本条における事務は、選挙管理委員会へ委任します。

(1) 第1項について

選挙管理委員会は、署名簿が提出された日の翌日から起算して20日以内に、署名簿に署名等をした者が署名審査名簿に登録されている者かどうかについて審査を行い、署名の効力を決定するものとします。

(無効署名の例)

- ・この条例や施行規則に定める成規の手続によらない署名
- ・何人であるかを確認し難い署名
- ・詐欺又は強迫による署名

同一人に係る署名について2以上の署名を有効としたときは、そのうちの1つを有効とします。

署名の効力の決定は、署名簿に有効又は無効の印を押すことにより行い、署名の効力を証明した書面は、流山市市民投票実施請求署名収集証明書(規則第11号様式。以下「署名収集証明書」という。)により行うものとします。

なお、選挙管理委員会は、署名等の審査に際し必要があるときは、関係人の出頭及び証言を求めることができます。

この場合の関係人とは、請求代表者及び当該署名に関する者を指します。

選挙管理委員会は、署名の効力の決定に関し、関係人の出頭や証言を求めた次第や、無効と決定した署名についての決定の次第等の必要な事項を流山市市民投票実施請求署名審査録（規則第10号様式。以下「署名審査録」という。）に記載するものとします。

(2) 第2項について

選挙管理委員会は、署名等の審査が終了した日の翌日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供するものとします。

この場合の関係人とは、署名審査名簿に記載されている者全部を指します。

(3) 第3項について

縦覧は、署名簿の署名の効力を確定させるために必要な手続きです。

縦覧に際し、選挙管理委員会は、予め縦覧の期間及び場所を告示するものとします。

(4) 第4項について

署名簿の署名等に関し異議のある関係人は、縦覧の期間内に文書をもって選挙管理委員会へ異議の申出を行うことができます。

この場合の関係人とは、請求代表者、受任者、署名者、他人に自己の名を偽筆されている者等を指します。

(5) 第5項について

選挙管理委員会は、異議の申出を受けた場合、申出を受けた日から14日以内に当該異議の申出が正当であるか否かを決定するものとします。

申出を正当とした場合は、当該署名収集証明書等を修正するとともにその旨を申出人及び関係人に通知するものとします。

申出を正当でないと決定した場合は、その旨を申出人に通知するものとします。

(6) 第6項について

選挙管理委員会は、署名等の審査が終了した場合は、署名簿の末尾に署名の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載し、署名収集証明書を添えて、請求代表者へ返付するものとします。

(市民投票の実施等)

第11条 第4条第1項の規定による市民投票の実施の請求は、前条第6項の規定による返付を受けた日から5日以内に、第6条第2項の規定により返付を受けた実施請求書に前条第1項の規定により署名の効力を証明した書面及び同条第6項の規定により返付を受けた署名簿を添えて行わなければならない。

2 市長は、前項の請求があった場合は、速やかに市民投票の実施の決定をしなければならない。

3 市長は、市民投票の実施を決定したときは、直ちにその旨を告示するとともに、請求代表者及び議会の議長にその旨を通知しなければならない。

【解説】

市民投票の実施等について規定しています。

(1) 第1項について

請求代表者は、署名等の審査により、有効署名数が請求代表者証明書の交付時に示された投票資格者の6分の1以上の数であると決定されたときは、実施請求書に署名収集証明書及び返付された署名簿を添えて、署名簿の返付を受けた日の翌日から5日以内に市長に提出し、市民投票の実施を請求しなければなりません。

この場合において、市長は、署名簿の有効署名の総数が必要署名者数に達しないとき、又は請求の期間（5日間）を経過しているときは、請求を却下するものとしします。

また、当該請求が、必要署名数や実施請求書は具備しているが、適法な方式を欠いているとき（例えば、宛先、年月日の誤記等の場合）は、市長は、3日以内の期限を付して請求代表者に補正を求めます。

(2) 第2項及び第3項について

市長は、市民投票の実施の請求があったときは、速やかに市民投票の実施を決定し、その旨を告示するとともに、請求代表者及び議会の議長に市民投票の実施の決定があった旨を通知するものとしします。

(投票日)

- 第12条 市長は、前条第3項の規定による告示の日から起算して31日を経過した日から90日を超えない範囲において、市民投票の期日（以下「投票日」という。）を定めるものとする。
- 2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。
- 3 市長は、第1項の規定により定めた投票日が本市の区域内で行われる選挙の期日と同一の日となったときは、投票日を変更しなければならない。
- 4 市長は、災害その他やむを得ない理由により第1項の規定により定めた投票日に市民投票を実施することが著しく困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該投票日を変更することができる。
- 5 市長は、前2項の規定により投票日を変更したときは、直ちに変更後の投票日を告示しなければならない。

【解説】

投票日について規定しています。

本条における事務は、選挙管理委員会へ委任します。

(1) 第1項について

市民投票の投票日は、市民投票の実施の決定の告示があった日から起算して、31日を経過した日から90日を超えない範囲において選挙管理委員会が定めるものとしします。

市民投票は、市民投票事項に対し投票資格者が十分な情報を得、議論をした上で賛否を判断し投票することが望ましいことから、情報の提供や投票運動の期間を確保するため、市民投票の実施の決定から投票日まで少なくとも1か月以上の期間を設けています。

(2) 第2項について

選挙管理委員会は、投票日を定めたときは、投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示するものとしします。

ただし、投票準備等を進めるため、告示日や投票日等の予定日は事前に公表します。

(3) 第3項について

市民投票の投票日に、本市の区域内で選挙が行われることとなったときは、当該選挙の選挙運動と市民投票の投票運動に混乱を招く恐れがあることから、両制度の適正な運用を図るため、選挙管理委員会は、市民投票の投票日を変更するものとしします。

(4) 第4項について

選挙管理管理委員会は、災害その他やむを得ない理由により投票日に市民投票を実施することが著しく困難であると認めるときは、投票日を変更することができるものとしします。

(5) 第5項について

選挙管理委員会は、投票日を変更したときは、直ちに変更後の投票日を告示するものとします。

(情報の提供)

第13条 市長は、市民投票を実施する際には、当該市民投票に関する必要な情報を市の広報その他適当な方法により市民に提供しなければならない。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、正確性、公平性及び中立性の保持に努めなければならない。

【解説】

情報の提供について規定しています。

(1) 第1項について

市民投票事項は、市民及び流山市全体に影響を及ぼす事項が対象となることから、情報提供の主体は、当該事項について最も多くの情報を有していると考えられる市長とします。

情報の提供に当たっては、市の広報やホームページへの掲載等のほか、市民投票事項について市民が理解を深められる方法により行うものとします。

(2) 第2項について

市民投票は、投票資格者が市民投票事項について賛否を選択するものであることから、市長は、情報の提供に当たっては、正確性、公平性及び中立性の保持に努めるものとします。

(投票運動)

第14条 市民投票に関する投票運動は、自由にこれを行うことができる。この場合において、その運動は、買収、強迫等により投票資格者の自由な意思を拘束し、若しくは不当に干渉し、又は市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない。

【解説】

投票運動について規定しています。

市民投票における投票運動は、公職選挙法の選挙運動のような制限がないことから、基本的に自由に行うことができます。

市の重要事項に関する市民の意思決定に際しては、市民の理解や関心を高め、市民同士が活発な議論を行うことが重要であることから、投票運動に関する制限を設けていません。

ただし、買収や強迫により個人の自由な意思を拘束し、又は不当に干渉するような行為や、時間を問わず大音量で投票を呼びかけるような行為については、市民の平穏な生活環境を害する恐れがあることから、禁止しています。

また、市民投票における投票運動であっても、他の法令に抵触する行為については、当該法令の罰則等が適用されることがあります。

(投票資格者名簿の調製)

第15条 市長は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿（第12条第2項の規定による告示の日の前日（投票資格者の年齢については投票日）現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

2 第9条第2項から第5項までの規定は、投票資格者名簿及びその抄本について準用する。この場合において、同条第4項中「3日以内」とあるのは、「投票日の前日まで」と読み替える。

【解説】

投票資格者名簿の調製について規定しています。

本条における事務は、選挙管理委員会へ委任します。

(1) 第1項について

選挙管理委員会は、投票日の告示日の前日現在の投票資格者を登録した投票資格者名簿を調製するものとします。

投票資格者名簿には、投票資格者の氏名（外国人については通称名も記載）、住所、性別、生年月日等を記載します。

(2) 第2項について

ア 第9条第2項の準用について

選挙管理委員会は、投票資格者名簿を調製したときは、閲覧期間を5日間設けるものとします。

閲覧は、流山市投票資格者名簿抄本閲覧申出書（規則第12号様式）を選挙管理委員会に提出することにより行い、申出人にかかる部分に限り閲覧することができます。

イ 第9条第3項の準用について

投票資格者名簿の調製に関し不服のある投票資格者は、閲覧期間内に異議の申出の趣旨や理由等を付した文書を選挙管理委員会へ提出することで、異議の申出を行うことができます。

ウ 第9条第4項の準用について

選挙管理委員会は、異議の申出を受けたときは、当該申出を受けた日から投票日の前日までの間に当該異議の申出が正当であるかを決定するものとします。この場合において、当該異議の申出を正当であると決定したときにあつては、当該異議の申出に係る者を速やかに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者

名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、当該異議の申出を正当でないと決定したときにあつては、速やかにその旨を申出人に通知するものとします。

この場合の関係人とは、投票資格者名簿の登録に関し、不服の対象とされた者を指します。

エ 第9条第5項の準用について

選挙管理委員会は、本来、投票資格者名簿に登録されるべき者が登録されていないことを選挙管理委員会が知った場合には、速やかにその者を投票資格者名簿に補正登録するものとします。

(投票所)

第16条 投票所(第19条第1項に規定する期日前投票の投票所(以下「期日前投票所」という。))を含む。)は、市長が指定した場所に設ける。

2 市長は、投票日の7日前まで(期日前投票所にあつては、第12条第2項の規定による告示日)に、投票所を告示しなければならない。

【解説】

投票所について規定しています。

本条における事務は、選挙管理委員会へ委任します。

(1) 第1項について

投票資格者の混乱を避けるため、市民投票の投票所及び期日前投票所は、公職選挙法の規定により行われる選挙と同一の場所に設けます。

(2) 第2項について

選挙管理委員会は、投票日の7日前までに投票所を告示するものとし、期日前投票については、投票日の告示と合わせて告示するものとします。

(投票することができない者)

第17条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

3 投票日(第19条第1項に規定する期日前投票にあっては、当該投票を行う日)において、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

【解説】

投票することができない者について規定しています。

(1) 第1項について

市民投票の投票をするためには、投票資格者名簿に登録されている必要があります。

投票資格者名簿に登録されていない者とは、投票資格者名簿に全く記載されていない者のことを指します。

ただし、氏名や住所等が明らかに特定の投票資格者の誤記と認められるような場合は、これに該当しません。

(2) 第2項について

投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録されることができない者とは、誤載者のような投票資格者名簿調製の際に、年齢要件、住所要件を満たしていない者を誤って登録した場合など、投票資格者名簿の登録要件を具備していないにもかかわらず、誤って投票資格者名簿に登録された者のことを指します。

(3) 第3項について

適法に投票資格者名簿に登録されていても、投票日(第19条第1項に規定する期日前投票にあっては、当該投票を行う日)において、投票資格を有しない者については、投票をすることができません。

(投票の方法)

第18条 投票は、一人1票とする。

2 投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日に自ら投票所に行き、投票しなければならない。

3 投票人は、前項の規定による投票に当たっては、投票所において交付される投票用紙の選択肢から一つを選択し、当該投票用紙の所定の欄に○の記号を自書し、投票箱に入れる方法により投票しなければならない。

【解説】

投票の方法について規定しています。

本条における事務は、選挙管理委員会へ委任します。

投票の方法については、公職選挙法に基づく選挙の方法と同様の方法により行います。

(1) 第1項について

投票は、市民投票事項ごとに1人1票の平等の原則により行います。

(2) 第2項について

不在者投票の場合を除き、原則として、投票資格者は、投票日に自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経て投票しなければなりません。

(3) 第3項について

投票は、投票資格者が投票用紙の選択肢から1つを選択し、所定の欄に自ら○の記号を記載し、これを投票箱に入れる方法により行います。

投票用紙は、市民投票事項ごとに選挙管理委員会が定めます。

(期日前投票等)

第19条 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる。

2 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。

3 前条第3項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。この場合において、当該点字は自書とみなす。

4 前条第3項及び第21条第3号の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

【解説】

期日前投票、不在者投票、点字投票、代理投票について規定しています。

本条における事務は、選挙管理委員会へ委任します。

これらの投票については、公職選挙法に準じて実施します。

(1) 第1項について

期日前投票は、公職選挙法第48条の2の例により行うことができます。

(2) 第2項について

不在者投票は、公職選挙法第49条の例により行うことができます。

(3) 第3項について

点字投票をすることができる投票人は、目の不自由な方とします。

投票をしようとする投票人は、投票管理者に対して、その旨を申し立てることにより行い、投票管理者は点字用の投票用紙を交付します。

(4) 第4項について

代理投票は、心身の故障その他の事由により、○の記号を自書することのできない投票人が投票管理者に申請することにより行うことができます。

(開票所及び開票日)

第20条 開票所は、市長が指定した場所に設ける。

2 市長は、あらかじめ開票所の場所及び開票の日時を告示しなければならない。

【解説】

開票所及び開票日について規定しています。

本条における事務は、選挙管理委員会へ委任します。

(1) 第1項について

開票所は、選挙管理委員会が指定した場所に設けます。

開票に当たっては、公職選挙法に準じて、開票管理者及び開票立会人を選任します。

(2) 第2項について

開票の場所及び開票の日時を明らかにするため、予め告示するものとします。

なお、投票資格者の混乱を招かないよう、市民投票の開票所は公職選挙法の規定により行われる選挙と同一の場所に設けます。

(無効投票)

第21条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の記号を記載したもの
- (3) ○の記号を自書しないもの
- (4) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (6) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (7) 白紙投票

【解説】

無効投票について規定しています。

無効となる投票を例示的に列挙しているもので、公職選挙法の規定による無効投票の内容に準じて規定しています。

(1) 所定の投票用紙を用いないもの

選挙管理委員会が定めた投票用紙を用いないものは、無効とします。

(2) ○の記号以外の記号を記載したもの

投票用紙に○の記号以外の記号を記載したもの、例えば×を記載したものは、無効とします。

(3) ○の記号を自書しないもの

投票用紙にゴム印等により○を押印したものは、自書とはならないことから、無効とします。

(4) ○の記号のほか、他事を記載したもの

○を記載しても、他の事項を記載したものは、無効とします。

(5) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの

○の記号を複数の欄に記載した場合は、無効とします。

(6) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したのか判別し難いもの

○の記号をいずれの選択肢の欄に記載したのか判別し難いものは、無効とします。

(7) 白紙投票

投票用紙に何も記載が無いものは、無効とします。

(投票結果の告示等)

第22条 市長は、市民投票の結果が判明したときは、直ちにこれを告示し、かつ、当該市民投票の請求代表者及び議会の議長に通知しなければならない。

【解説】

投票結果の告示等について規定しています。

市民投票の点検が終了したときは、開票管理者がその結果を市長に報告します。

市長は、これを直ちに告示し、請求代表者及び議会の議長へ通知するものとします。告示及び通知する事項は、次のとおりです。

- (1) 投票日
- (2) 市民投票事項
- (3) 投票資格者総数
- (4) 投票者総数
- (5) 不受理及び持帰りの数
- (6) 投票総数
- (7) 有効投票数
- (8) 選択肢ごとの投票数
- (9) 無効投票数
- (10) その他必要な事項

(投票及び開票に関するその他の事項)

第23条 この条例に定めるもののほか、市民投票に係る投票及び開票については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに流山市公職選挙法令施行規程（昭和54年流山市選挙管理委員会告示第17号）の規定に基づき行われる本市の議会の議員及び市長の選挙の投票及び開票の例による。

【解説】

投票及び開票に関するその他の事項について規定しています。

本条における事務は、選挙管理委員会へ委任します。

本条例に定めるもののほか、市民投票の投票及び開票については、公職選挙法、公職選挙法施行令及び公職選挙法施行規則並びに流山市公職選挙法令施行規程の規定に基づき行われる本市の議会の議員及び市長の選挙の投票及び開票の例によって実施します。

(再請求の制限期間)

第24条 第22条の規定により市民投票の結果について告示があったときは、当該告示の日から2年が経過するまでの間は、当該市民投票における市民投票事項と同一又は同旨の事項について第4条第1項の規定による請求を行うことができない。

【解説】

再請求の制限期間について規定しています。

市民投票の結果は、ある程度の時間の経過による社会情勢の変化がなければ、市民の意思は変わらないと考えられます。

また、市長及び議会が市民投票の結果を尊重し、当該課題に対処するには、ある程度の期間が必要であることから、当該市民投票における市民投票事項と同一又は同旨の事項については、2年間請求することができません。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

【解説】

規則への委任について規定しています。

本条例に定めるもののほか、市民投票の請求及び実施について必要な事項は流山市市民投票条例施行規則（平成29年規則第46号）に定めています。

附 則

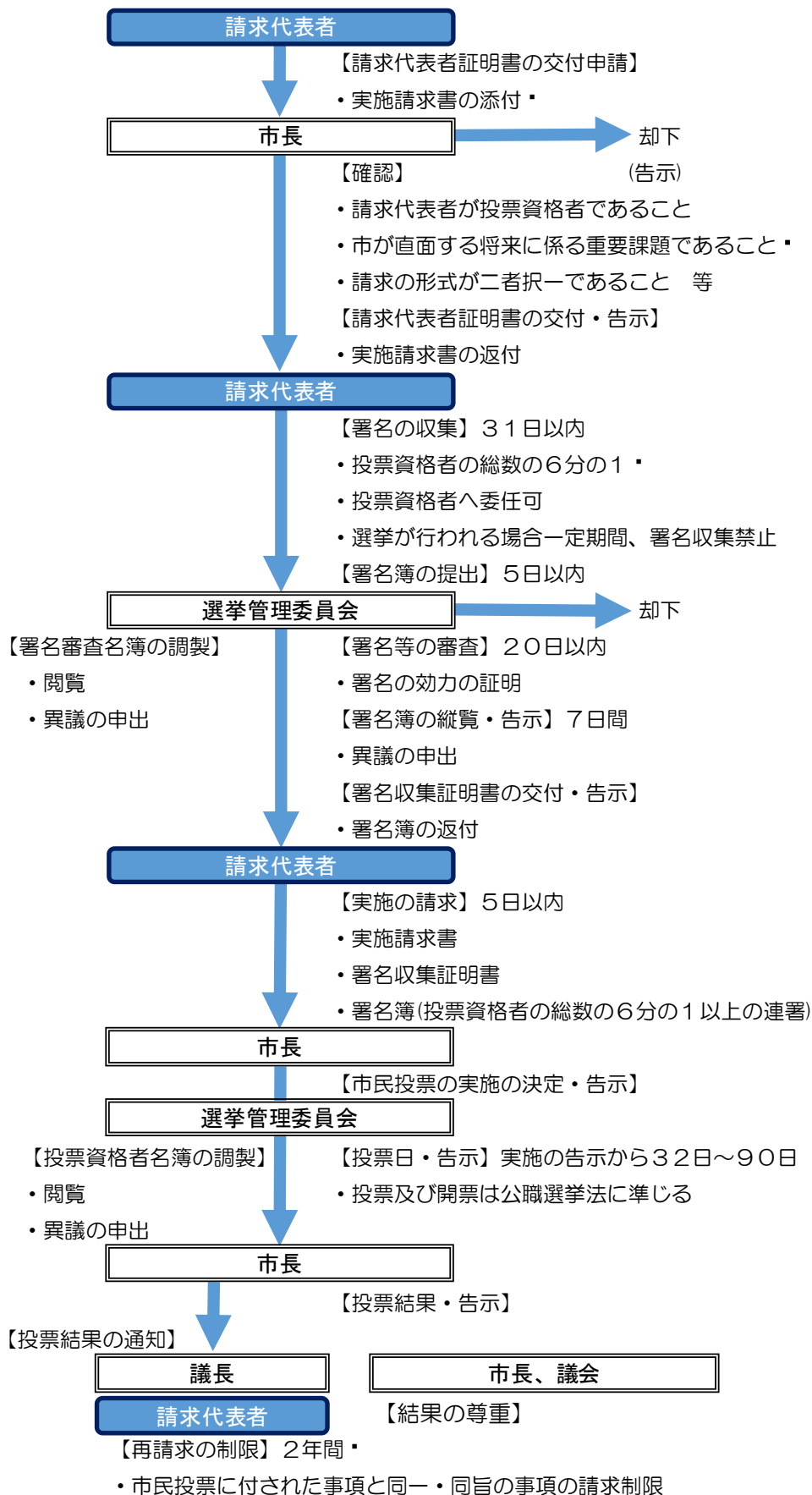
この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

【解説】

本条例の施行日について規定しています。

本条例は、流山市市民投票条例の施行期日を定める規則（平成29年規則第45号）に基づき、平成29年12月21日に施行しました。

2. 流山市市民投票条例の流れ



3. 関連例規

流山市市民投票条例

平成29年10月10日条例第17号

(一部改正) 令和3年7月14日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、流山市自治基本条例（平成21年流山市条例第1号。以下「自治基本条例」という。）第17条第3項の規定に基づき、市民投票の請求及び実施について、必要な事項を定め、もって市民自治を推進することを目的とする。

(市民投票に付することができる事項)

第2条 自治基本条例第17条第1項に規定する流山市が直面する将来に係る重要課題とは、市民及び流山市全体に影響を及ぼす事項であって、市民に直接その意思を問う必要があると認められるものとする。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。

(1) 法令の規定に基づき投票を行うことができる事項

(2) 市民投票を行うことが適当でないと明らかに認められる事項

(投票資格者)

第3条 市民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、本市に住所を有する年齢満18年以上の者であって、かつ、本市に住民票が作成された日（他の市町村（特別区を含む。）から本市に住所を移した者にあつては、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第22条の規定による届出をした日）から引き続き3か月以上本市の住民基本台帳に記録されている者のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 日本国籍を有する者

(2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第3条に規定する特別永住者

(3) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第

2の上欄の永住者の在留資格をもって在留する者

(市民投票の請求)

第4条 投票資格者は、第6条第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1以上の者の連署をもって、その代表者(以下「請求代表者」という。)から、市長に対し、市民投票の実施を請求することができる。

2 前項の規定にかかわらず、既に請求に係る手続が開始されている場合においては、当該請求に係る市民投票の手続が行われている間は、当該市民投票に付そうとされ、又は付されている事項と同一又は同旨の事項について、市民投票を請求することができない。

(請求の形式)

第5条 前条第1項の規定による請求に当たっては、市民投票に付そうとする事項(以下「市民投票事項」という。)が、投票資格者が容易に内容を理解できるような設問により、二者択一で賛否を問う形式でなければならない。

(請求代表者証明書の交付等)

第6条 第4条第1項の規定により市民投票の実施を請求しようとする請求代表者は、規則で定めるところにより、市民投票事項及びその趣旨を記載した実施請求書(以下「実施請求書」という。)を添え、文書をもって請求代表者であることの証明書(以下「請求代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合において、実施請求書に記載された市民投票事項が第2条及び前条の規定に該当すること並びに請求代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに当該請求代表者に実施請求書を返付し、請求代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。

3 前項の規定による請求代表者証明書の交付の日以後、投票資格者でなくなった者は、請求代表者であることができない。

4 市長は、第2項の規定により請求代表者証明書を交付するときは、第1項の規定による申請の日現在の投票資格者の総数の6分の1の数

を請求代表者に通知するとともに、その数を告示しなければならない。

5 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第1項の規定による申請を却下しなければならない。この場合において、市長は、速やかにその理由を請求代表者に通知するとともに、その旨を告示しなければならない。

(1) 第1項の規定による申請が第4条第2項又は第24条の規定に該当するとき。

(2) 第2項の規定による確認ができないとき。

(署名等の収集)

第7条 請求代表者は、署名簿に実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対し、規則で定めるところにより、署名等（署名することに併せ、署名年月日、住所及び生年月日を記載することをいう。以下同じ。）を求めなければならない。

2 請求代表者は、他の投票資格者に委任して署名等を求めることができる。この場合において、委任を受けた者は、実施請求書又はその写し及び請求代表者証明書又はその写し並びに請求代表者の委任状を署名簿に付さなければならない。

3 請求代表者は、前項の規定により委任したときは、直ちにその旨を文書をもって市長へ届け出なければならない。

4 投票資格者は、心身の故障その他の事由により署名簿に署名等を行うことができないときは、他の投票資格者（請求代表者及び第2項に規定する委任を受けた者を除く。）に委任して、自己の氏名等（以下「投票資格者の氏名等」という。）を記載させることができる。この場合において、委任を受けた者による投票資格者の氏名等の記載は、第1項の規定による投票資格者の署名等とみなす。

5 前項の規定により委任を受けた者（以下「代筆者」という。）が投票資格者の氏名等を署名簿に記載する場合には、代筆者は、当該署名簿に代筆者としての署名等を行わなければならない。

6 請求代表者（第2項の規定による委任を受けた者を含む。）は、本市の区域内で衆議院議員、参議院議員、地方公共団体の議会の議員及

び長の選挙（以下「選挙」という。）が行われることとなるときは、選挙の区分に応じ、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第4項に規定する期間においては、署名等を求めることができない。

7 署名等は、前条第2項の規定による告示の日から31日以内でなければ、これを求めることができない。ただし、前項の規定により署名等を求めることができないこととなった期間がある場合は、当該期間を除き、同条第2項の規定による告示の日から31日以内とする。

（署名簿の提出等）

第8条 署名簿に署名等をした者の数が第6条第4項の規定により告示された投票資格者の総数の6分の1以上の数となったときは、請求代表者は、前条第7項の規定による期間満了の日（同項ただし書の規定が適用される場合には、同項ただし書に規定する期間が満了する日をいう。）の翌日から5日以内に全ての署名簿（署名簿が2冊以上に分かれているときは、これらを一括したもの）を市長に提出し、署名簿に署名等をした者が、次条に規定する署名審査名簿に登録されている者であることの証明を求めなければならない。

2 市長は、前項の規定による署名簿の提出を受けた場合において、署名簿に署名等をした者の数が第6条第4項の規定により告示された投票資格者の総数の6分の1に満たないことが明らかであるとき又は前項に規定する期間を経過しているときは、当該提出を却下しなければならない。

（署名審査名簿の調製）

第9条 市長は、第6条第2項の規定による告示をしたときは、署名審査名簿（同条第1項の規定による申請の日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

2 市長は、前項の規定により署名審査名簿を調製したときは、規則で定めるところにより、その日の翌日から5日間、投票資格者からの申出に応じ、署名審査名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。

- 3 第1項の規定による署名審査名簿の調製に関し不服のある者は、前項の規定による閲覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
- 4 市長は、前項の規定による異議の申出を受けたときは、当該異議の申出を受けた日から3日以内に当該異議の申出が正当であることを決定しなければならない。この場合において、当該異議の申出を正当であると決定したときにあつては、当該異議の申出に係る者を速やかに署名審査名簿に登録し、又は署名審査名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、当該異議の申出を正当でないとして決定したときにあつては、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。
- 5 市長は、第1項の規定により署名審査名簿の調製をした後、当該調製の際に署名審査名簿に登録されるべき投票資格者が署名審査名簿に登録されていないことを知ったときは、その者を速やかに署名審査名簿に登録しなければならない。

(署名等の審査)

- 第10条 市長は、第8条第1項の規定による証明を求められたときは、その日から20日以内に署名簿に署名等をした者が署名審査名簿に登録されている者かどうかの審査を行い、署名の効力を決定し、その旨を書面をもって証明しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による署名等の証明が終了したときは、その日から7日間、署名簿を関係人の縦覧に供さなければならない。
 - 3 市長は、前項の縦覧に供するときは、あらかじめ縦覧の期間及び場所を告示しなければならない。
 - 4 署名簿の署名等に関し異議のある関係人は、第2項の規定による縦覧の期間内に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。
 - 5 市長は、前項の規定により異議の申出を受けた場合においては、当該異議の申出を受けた日から14日以内に当該異議の申出が正当であるか否かを決定しなければならない。この場合において、当該異議の申出を正当であると決定したときは、速やかに第1項の規定による証明を修正し、その旨を申出人及び関係人に通知し、当該異議の申出を

正当でないとは決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

6 市長は、第2項に規定する縦覧の期間内に関係人の異議の申出がないとき又は第4項の規定による異議の全てについて、前項の規定による決定をしたときは、その旨及び有効署名の総数を告示するとともに、署名簿を請求代表者に返付しなければならない。

(市民投票の実施等)

第11条 第4条第1項の規定による市民投票の実施の請求は、前条第6項の規定による返付を受けた日から5日以内に、第6条第2項の規定により返付を受けた実施請求書に前条第1項の規定により署名の効力を証明した書面及び同条第6項の規定により返付を受けた署名簿を添えて行わなければならない。

2 市長は、前項の請求があった場合は、速やかに市民投票の実施の決定をしなければならない。

3 市長は、市民投票の実施を決定したときは、直ちにその旨を告示するとともに、請求代表者及び議会の議長にその旨を通知しなければならない。

(投票日)

第12条 市長は、前条第3項の規定による告示の日から起算して31日を経過した日から90日を超えない範囲において、市民投票の期日(以下「投票日」という。)を定めるものとする。

2 市長は、前項の規定により投票日を定めたときは、投票日その他必要な事項を当該投票日の7日前までに告示しなければならない。

3 市長は、第1項の規定により定めた投票日が本市の区域内で行われる選挙の期日と同一の日となったときは、投票日を変更しなければならない。

4 市長は、災害その他やむを得ない理由により第1項の規定により定めた投票日に市民投票を実施することが著しく困難であると認めるときは、同項の規定にかかわらず、当該投票日を変更することができる。

5 市長は、前2項の規定により投票日を変更したときは、直ちに変更

後の投票日を告示しなければならない。

(情報の提供)

第13条 市長は、市民投票を実施する際には、当該市民投票に関する必要な情報を市の広報その他適当な方法により市民に提供しなければならない。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、正確性、公平性及び中立性の保持に努めなければならない。

(投票運動)

第14条 市民投票に関する投票運動は、自由にこれを行うことができる。この場合において、その運動は、買収、強迫等により投票資格者の自由な意思を拘束し、若しくは不当に干渉し、又は市民の平穏な生活環境を侵害するものであってはならない。

(投票資格者名簿の調製)

第15条 市長は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿(第12条第2項の規定による告示の日の前日(投票資格者の年齢については投票日)現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。)を調製しなければならない。

2 第9条第2項から第5項までの規定は、投票資格者名簿及びその抄本について準用する。この場合において、同条第4項中「3日以内」とあるのは、「投票日の前日まで」と読み替える。

(投票所)

第16条 投票所(第19条第1項に規定する期日前投票の投票所(以下「期日前投票所」という。)を含む。)は、市長が指定した場所に設ける。

2 市長は、投票日の7日前まで(期日前投票所にあつては、第12条第2項の規定による告示日)に、投票所を告示しなければならない。

(投票することができない者)

第17条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても投票資格者名簿に登録さ

れることができない者であるときは、投票をすることができない。

- 3 投票日（第19条第1項に規定する期日前投票にあつては、当該投票を行う日）において、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

（投票の方法）

第18条 投票は、一人1票とする。

- 2 投票を行う投票資格者（以下「投票人」という。）は、投票日に自ら投票所に行き、投票しなければならない。
- 3 投票人は、前項の規定による投票に当たっては、投票所において交付される投票用紙の選択肢から一つを選択し、当該投票用紙の所定の欄に○の記号を自書し、投票箱に入れる方法により投票しなければならない。

（期日前投票等）

第19条 前条第2項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票を行うことができる。

- 2 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、不在者投票を行うことができる。
- 3 前条第3項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、点字による投票を行うことができる。この場合において、当該点字は自書とみなす。
- 4 前条第3項及び第21条第3号の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、代理投票をさせることができる。

（開票所及び開票日）

第20条 開票所は、市長が指定した場所に設ける。

- 2 市長は、あらかじめ開票所の場所及び開票の日時を告示しなければならない。

（無効投票）

第21条 次の各号に掲げる投票は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) ○の記号以外の記号を記載したもの

- (3) ○の記号を自書しないもの
- (4) ○の記号のほか、他事を記載したもの
- (5) ○の記号を投票用紙の複数の欄に記載したもの
- (6) ○の記号を投票用紙の選択肢のいずれに記載したのか判別し難いもの
- (7) 白紙投票
(投票結果の告示等)

第22条 市長は、市民投票の結果が判明したときは、直ちにこれを告示し、かつ、当該市民投票の請求代表者及び議会の議長に通知しなければならない。

(投票及び開票に関するその他の事項)

第23条 この条例に定めるもののほか、市民投票に係る投票及び開票については、公職選挙法（昭和25年法律第100号）、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）並びに流山市公職選挙法令施行規程（昭和54年流山市選挙管理委員会告示第17号）の規定に基づき行われる本市の議会の議員及び市長の選挙の投票及び開票の例による。

(再請求の制限期間)

第24条 第22条の規定により市民投票の結果について告示があったときは、当該告示の日から2年が経過するまでの間は、当該市民投票における市民投票事項と同一又は同旨の事項について第4条第1項の規定による請求を行うことができない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成29年規則第45号で平成29年12月21日から施行)

附 則 (令和3年流山市条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

流山市市民投票条例の施行期日を定める規則

平成29年11月30日規則第45号

流山市市民投票条例(平成29年流山市条例第17号)の施行期日は、
平成29年12月21日とする。

流山市市民投票条例施行規則

平成29年11月30日規則第46号

(一部改正) 令和3年7月14日規則第47号

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市市民投票条例（平成29年条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(実施請求書等)

第2条 条例第6条第1項の実施請求書は、流山市市民投票実施請求書（別記第1号様式）とする。

2 前項の実施請求書に記載する趣旨は、1,000字以内で記載しなければならない。

3 条例第6条第1項の規定による請求代表者証明書の交付の申請は、流山市市民投票実施請求代表者証明書交付申請書（別記第2号様式）を市長に提出することにより行わなければならない。

4 条例第6条第1項の請求代表者証明書は、流山市市民投票実施請求代表者証明書（別記第3号様式）とする。

5 条例第6条第5項に規定する却下の通知は、流山市市民投票実施請求代表者証明書交付申請却下決定通知書（別記第4号様式）により行うものとする。

(請求代表者の変更)

第3条 条例第6条第1項の規定による請求代表者証明書の交付を受けた請求代表者が二人以上ある場合において、条例第4条第1項の規定による請求を行うまでの間に、その一部の請求代表者が当該市民投票の投票資格者でなくなったときは、他の請求代表者は、流山市市民投票実施請求代表者変更届出書（別記第5号様式）に当該請求代表者証明書を添えて市長に直ちに届け出て、当該請求代表者証明書に請求代表者の変更に係る記載を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出を受けた場合その他当該請求代表者

が当該市民投票の投票資格者でなくなったことを知ったときは、直ちにその旨を告示するものとする。

(署名簿及び署名等)

第4条 条例第7条第1項の署名簿は、流山市市民投票実施請求署名簿(別記第6号様式)とする。

2 条例第7条第1項に規定する署名等は、漢字、平仮名、片仮名、アラビア数字、ローマ字及び市長が認める記号でし、かつ、判読し得るものでなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、盲人は、点字(公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)別表第1に定める点字をいう。以下同じ。)により署名等を行うことができる。

(署名等の収集の委任)

第5条 条例第7条第2項の請求代表者の委任状は、流山市市民投票実施請求署名収集委任状(別記第7号様式)とする。

2 条例第7条第3項の規定による届出は、流山市市民投票実施請求署名収集委任届出書(別記第8号様式)を市長に提出することにより行わなければならない。

(署名等の取消し)

第6条 署名簿に署名等をした者は、請求代表者が条例第8条第1項の規定により署名簿を市長に提出するまでの間は、当該請求代表者を通じて、当該署名簿の署名等を取り消すことができる。

(署名審査名簿の調製)

第7条 条例第9条第1項の規定により調製する署名審査名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日その他市長が必要と認める事項を記載するものとする。

2 署名審査名簿は、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。

3 前項の規定により署名審査名簿を磁気ディスクをもって調製する場合の方法及び基準については、市長の選挙における選挙人名簿の例による。

(署名審査名簿の修正等)

第8条 市長は、条例第9条第1項の規定により調製する署名審査名簿に登録されている者の記載内容（前条第2項の規定により磁気ディスクをもって調製する署名審査名簿にあつては、記録内容。以下この条において同じ。）に変更又は誤りがあることを知ったときは、直ちにその記載内容の修正又は訂正をしなければならない。

(署名審査名簿の抄本の閲覧及び異議の申出)

第9条 市長は、条例第9条第2項の規定による閲覧をさせるときは、閲覧開始の日の前日までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第9条第2項の規定による申出は、公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）第3条の2第4項各号に掲げるいずれかの書類を提示し、流山市署名審査名簿抄本閲覧申出書（別記第9号様式）を市長に提出することにより行わなければならない。

(署名等の審査)

第10条 市長は、条例第10条第1項の規定による署名の効力を決定するときは、有効又は無効の印をもってその旨を証明しなければならない。この場合において、同一人に係る署名について2以上の署名を有効としたときは、その一を有効と決定しなければならない。

2 署名簿の署名で次に掲げるものは、これを無効とする。

(1) 条例又はこの規則に規定する手続によらない署名

(2) 何人であるかを確認し難い署名

3 市長は、流山市市民投票実施請求署名審査録（別記第10号様式）を作成し、無効と決定した署名についての審査の次第その他必要な事項をこれに記載しなければならない。

4 市長は、署名の効力を決定する場合において必要があると認めると

きは、関係人の出頭及び証言を求めることができる。

5 市長は、条例第10条第6項の規定により署名簿を請求代表者に返付するときは、署名簿の末尾に署名の総数並びに有効署名及び無効署名の総数を記載しなければならない。

(市民投票実施請求署名収集証明書の交付)

第11条 条例第10条第1項に規定する署名の効力を証明した書面は、流山市市民投票実施請求署名収集証明書(別記第11号様式)とする。

(請求の却下等)

第12条 条例第4条第1項の規定による請求があった場合において、署名簿の有効署名の総数が必要署名者数に達しないとき、又は条例第11条第1項に規定する期間を経過しているときは、市長はこれを却下するものとする。

2 前項に規定するもののほか、条例第4条第1項の規定による請求があった場合において、その請求が条例及びこの規則に規定する要件を欠いているときは、市長は、同項の規定による請求を補正させるものとする。この場合において、市長は、補正を命じた日から起算して3日以内の期限を付すものとする。

(投票資格者名簿の調製)

第13条 条例第15条第1項の規定により調製する投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別、生年月日その他市長が必要と認める事項を記載するものとする。

2 第7条第2項及び第3項の規定は、投票資格者名簿の調製について準用する。

(投票資格者名簿の修正等)

第14条 第8条の規定は、投票資格者名簿の修正及び訂正について準用する。

(投票資格者名簿の抄本の閲覧及び異議の申出)

第15条 市長は、条例第15条第2項で準用する条例第9条第2項の

規定により、投票資格者名簿の抄本の閲覧をさせるときは、閲覧開始の日の前日までに閲覧の期間及び場所を告示するものとする。

2 条例第15条第2項で準用する条例第9条第2項の規定による投票資格者名簿の抄本の閲覧の申出は、流山市投票資格者名簿抄本閲覧申出書（別記第12号様式）を市長に提出することにより行わなければならない。

（投票区）

第16条 市民投票の投票区は、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第17条の規定により設けられた投票区とする。

（投票用紙）

第17条 条例第18条第3項の投票用紙は、市長が別に定めるものとする。

（期日前投票）

第18条 条例第19条第1項の期日前投票は、公職選挙法第48条の2の例により行うものとする。

（不在者投票）

第19条 条例第19条第2項の不在者投票は、公職選挙法第49条の例により行うものとする。

（点字投票）

第20条 条例第19条第3項の点字による投票（以下「点字投票」という。）をすることができる投票人は、盲人とする。

2 点字投票をしようとする投票人は、投票管理者に対して、その旨を申し立てることにより行うものとする。

3 前項の規定による申立てがあったときは、投票管理者は点字用の投票用紙を交付しなければならない。

（代理投票）

第21条 条例第19条第4項の代理投票は、心身の故障その他の事由により、○の記号を自書することのできない投票人が投票管理者に申

請することにより行うものとする。

(市民投票の結果の報告)

第22条 開票管理者は、市民投票の点検が終わったときは、直ちに市民投票の点検の結果を市長に報告しなければならない。

(市民投票の結果の告示等)

第23条 条例第22条の規定による告示及び通知は、次に掲げる事項を記載して行うものとする。

- (1) 投票日
- (2) 市民投票事項
- (3) 投票資格者総数
- (4) 投票者総数
- (5) 不受理及び持帰りの数
- (6) 投票総数
- (7) 有効投票数
- (8) 選択肢ごとの投票数
- (9) 無効投票数
- (10) その他必要な事項

(補則)

第24条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年12月21日から施行する。

附 則 (令和3年流山市規則第47号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の流山市市民投票条例施行規則の規定により調製された様式が残存している場合は、当

分の間、所要の調整をして使用することができる。

第 2 号様式（第 2 条関係）

流山市市民投票実施請求代表者証明書交付申請書

流山市市民投票条例第 6 条第 1 項の規定により、別紙のとおり市民投票実施請求書を添え、市民投票実施請求代表者証明書の交付を申請します。

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所 _____

氏 名 _____

（本人が自署した場合は、押印不要）

第 4 号様式（第 2 条関係）

流山市指令第 号
 年 月 日

様

流山市長

印

流山市市民投票実施請求代表者証明書交付申請却下決定通知書

年 月 日に申請のありました市民投票実施請求代表者証明書の交付申請については、次の理由により却下することに決定しましたので通知します。

記

理 由

教 示

行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示の文の標準に定める規則（平成 17 年流山市規則第 14 号）別記第 1 に準じた教示の文を付すこと。

第 5 号様式（第 3 条関係）

流山市市民投票実施請求代表者変更届出書

市民投票事項

上記の事項について、 年 月 日付けで市民投票実施請求代表者であることの証明書の交付を受けたところですが、下記の者が流山市市民投票条例第 6 条第 3 項に該当することとなったため、流山市市民投票条例施行規則第 3 条第 1 項の規定により届け出ます。

記

該当者 住 所

氏 名

理 由

年 月 日

（宛先）流山市長

市民投票実施請求代表者

住 所 _____

氏 名 _____

（本人が自署した場合は、押印不要）

第6号様式（第4条関係）
（その1）

（ 表 紙 ）

流 山 市 市 民 投 票 実 施 請 求 署 名 簿

市民投票事項

第6号様式（第4条関係）

（その2）

流山市市民投票実施請求署名簿

有効 無効 の 決定	番 号	署 名 年 月 日	住 所	生 年 月 日	氏 名	代筆をした場合 (心身の故障その他の事由により署名簿に署名する ことができないときのみ代筆を行うことができます。)			備 考
						代筆者の住所	代筆者の生年月日	代筆者の氏名	
		年 月 日		年 月 日			年 月 日		
		年 月 日		年 月 日			年 月 日		
		年 月 日		年 月 日			年 月 日		
		年 月 日		年 月 日			年 月 日		
		年 月 日		年 月 日			年 月 日		
		年 月 日		年 月 日			年 月 日		

第7号様式（第5条関係）

流山市市民投票実施請求署名収集委任状

市民投票事項

受任者

住所

氏名

生年月日

私は、上記の者に対し、市民投票実施請求署名簿に市民投票実施の請求のために署名を求めることを委任します。

年 月 日

市民投票実施請求代表者

住所 _____

氏名 _____

（本人が自署した場合は、押印不要）

第8号様式（第5条関係）

流山市市民投票実施請求署名収集委任届出書

市民投票事項

受任者

住 所

氏 名

生年月日

委任の年月日

私は、上記の者に対し、市民投票実施請求署名簿に市民投票の実施のために署名を求めることを委任しましたので、流山市市民投票条例第7条第3項の規定により、届け出ます。

年 月 日

（宛先）流山市長

市民投票実施請求代表者

住 所 _____

氏 名 _____

（本人が自署した場合は、押印不要）

第9号様式（第9条関係）

年 月 日

流山市署名審査名簿抄本閲覧申出書

（宛先）流山市長

申出者

住 所 _____

氏 名 _____

（本人が自署した場合は、押印不要）

流山市市民投票条例第9条第2項の規定により、署名審査名簿の抄本の閲覧を申し
出ます。

第11号様式（第11条関係）

流山市市民投票実施請求署名収集証明書

市民投票事項

の市民投票の実施を請求するため、
年 月 日付で市民投票実施請求代表者 から提出のあつ
た署名等の審査の結果は、次のとおりです。

1 署名簿の提出冊数 冊

2 審査終了年月日 年 月 日

3 審査結果
総 数

有効署名数

無効署名数

上記のとおり証明します。

年 月 日

流山市長



第12号様式（第15条関係）

年 月 日

流山市投票資格者名簿抄本閲覧申出書

（宛先）流山市長

申出者

住 所 _____

氏 名 _____

（本人が自署した場合は、押印不要）

流山市市民投票条例第15条第2項の規定により、投票資格者名簿の抄本の閲覧を申し出ます。

流山市選挙管理委員会に対する事務委任規則

平成29年11月30日規則第47号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により、市長は、流山市市民投票条例(平成29年流山市条例第17号。以下「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるものの権限を選挙管理委員会に委任する。

- (1) 条例第8条の規定による署名簿の受理及び提出の却下に関する事務
- (2) 条例第9条の規定による次に掲げる事項に関する事務
 - ア 署名審査名簿の調製
 - イ 署名審査名簿の抄本の閲覧
 - ウ 署名審査名簿の調製に関する異議の申出
 - エ 異議の申出についての決定
- (3) 条例第10条の規定による次に掲げる事項に関する事務
 - ア 署名等の審査
 - イ 署名の効力の決定
 - ウ 署名簿の縦覧
 - エ 署名簿の署名等に関する異議の申出
 - オ 異議の申出についての決定
- (4) 条例第12条の規定による投票日の決定及び変更に関する事務
- (5) 条例第15条の規定による次に掲げる事項に関する事務
 - ア 投票資格者名簿の調製
 - イ 投票資格者名簿の抄本の閲覧
 - ウ 投票資格者名簿の調製に関する異議の申出
 - エ 異議の申出についての決定
- (6) 条例第16条の規定による投票所(期日前投票所を含む。)の設置に関する事務
- (7) 条例第18条第3項の規定による投票用紙に関する事務

(8) 条例第19条の規定による次に掲げる事項に関する事務

ア 期日前投票

イ 不在者投票

ウ 点字投票

エ 代理投票

(9) 条例第20条の規定による開票所の設置及び開票の日時に関する事務

(10) 条例第23条の規定により公職選挙法(昭和25年法律第100号)、公職選挙法施行令(昭和25年政令第89号)及び公職選挙法施行規則(昭和25年総理府令第13号)並びに流山市公職選挙法令施行規程(昭和54年流山市選挙管理委員会告示第17号)の規定に基づき行われる本市の議会の議員及び市長の選挙の投票及び開票の例によるとされた投票及び開票に関する事務0160

(11) 前各号に掲げるもののほか、市民投票の投票及び開票に関し必要と認められる事務

附 則

この規則は、平成29年12月21日から施行する。

流山市総合政策部企画政策課

〒270-0192

千葉県流山市平上台1-1-1

電話：04-7150-6064